

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第95条の2第11項
処分の概要：免許証の交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は、1日 警察署窓口受理は、14日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000
備考：